

令和6年9月27日

お客さま各位

「未利用口座管理手数料」の取扱い内容の変更  
および預金規定の改正のお知らせ

豊橋信用金庫

平素は、豊橋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月1日以降に開設いただいた普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、マネロンの観点等から、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和6年10月1日(火)より、本手数料の対象範囲を下記のとおり拡大し、令和2年3月31日以前に開設された口座にも適用させていただきます。

当金庫は今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の内容について

適用対象口座	令和6年9月まで	令和2年4月1日以降に開設された普通預金口座
	令和6年10月以降	全ての普通預金口座(総合口座を含む)、貯蓄預金口座、納税準備預金口座
適用条件	最後のお預入れまたは払戻し(利息の入金および本手数料の引落しは除きます)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しの利用がない口座を対象とします。 なお、紛失等により利用を停止している口座も本手数料の徴求対象とします。 ただし、次の口座は本手数料徴求の対象外とします。 ➤ 該当口座の残高が1万円以上の場合。 ➤ 当金庫(本支店を含みます)で、金融資産(定期性預金、出資、投資信託、保険、外貨預金、国債等)の取引がある場合。 ➤ 当金庫でお借入れがある場合。 ➤ その他当金庫が定める条件を満たした場合。	
手数料	年間1,320円(消費税込み)	
取扱内容	➤ 対象のお客さまへは、事前にお届け住所へお知らせ文書を送付いたします。 ➤ ご案内後、一定期間(約3か月)を経過してもお取引がない場合、当該口座から本手数料を引落します。 ➤ 初回手数料徴求以降は、1年ごと最終移動日の応答月に未利用口座の判定を行い、本手数料を引落します。 ➤ 残高不足等により本手数料の引落しが不能となった場合、残高を本手数料の一部として頂戴し、該当口座を自動的に解約いたします。	

## 2. 預金規定の改正について

### (1) 総合口座取引規定(個人限定)/普通預金(無利息型普通預金を含む)規定/ インターネット支店専用普通預金規定

新	旧
<p><b>(未利用口座管理手数料)</b></p> <p>(1) 当金庫が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) この預金口座が未利用口座となった場合は、<u>文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用がない場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p>(3) ～(4)           &lt;略&gt;</p> <p>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合<u>(残高が0円の口座を含みます。)</u>、当金庫は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。</p>	<p><b>(未利用口座管理手数料)</b></p> <p>(1) <u>令和2年4月1日以降に開設した普通預金口座は、</u>当金庫が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(2) この預金口座が未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(3) ～(4)           &lt;略&gt;</p> <p>(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。</p>

### (2) 貯蓄預金規定(個人限定)/納税準備預金規定

新	旧
<p><b>(未利用口座管理手数料)</b></p> <p>(1) <u>当金庫が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p>(2) <u>この預金口座が未利用口座となった場合は、文書にてお届けのご住所にご案内させていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用がない場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p>(3) <u>当金庫は、この預金口座から、預金払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。</u></p> <p>(4) <u>引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。</u></p> <p>(5) <u>この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合(残高が0円の口座を含みます。)</u>、当金庫は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。</p>	<p><u>&lt;新設&gt;</u></p>

3. 手数料の内容変更日および預金規定の改正日  
令和6年10月1日(火)

詳細につきましては、当金庫本支店窓口までお問い合わせください。

以上